

西宮市立保育施設産休あけ保育事業実施要綱

（目的）

第 1 条 本要綱は、西宮市立保育施設において、生後 5 7 日以降から乳児の保育を行う産休あけ保育を、円滑かつ適正に実施するための具体的基準を定め、もって、産休あけで職場復帰する保護者の負担軽減を図り、また、乳児の健全な育成に寄与することを目的とする。

（実施保育施設）

第 2 条 産休あけ保育事業は、西宮市立保育施設（「朝日愛児館」を除く、以下「保育施設」という。）において実施する。

（実施開始日）

第 3 条 産休あけ保育事業は、平成 1 9 年 1 月 4 日から実施する。

（対象児童）

第 4 条 産休あけ保育事業は、児童福祉法第 2 4 条により保育を実施する児童のうち、市長が止むを得ない事情のために、生後 5 7 日以降からの保育を真に必要とすると認めた乳児（以下「対象児童」という。）とする。

（申請等）

第 5 条 産休あけ保育を必要とする児童の保護者は、「西宮市保育の利用の調整等に関する要綱」第 3 条による書類を提出しなければならない。

2 産休あけ保育実施保育施設において、入園希望月は、生後 5 7 日目の属する月の翌月（生後 5 7 日目が月の 1 日にあたる場合はその月。）以降とする。

（利用の調整）

第 6 条 利用の調整は次の各号により行う。

（1） 利用の調整は、毎月各保育施設における 0 歳児クラスの入園可能な児童数を把握のうえ、対象児童以外の児童も含めた 0 歳児クラスへの申込者全員を対象に行い、入園者を決定するものとする。但し、1 保育施設における対象児童受け入れ数は 0 歳児クラスの定員内で最大 2 人までとする。

（2） 利用の調整は、希望保育施設毎に、当該児童の保育の必要性の程度に応じて「利用調整基準表」（西宮市保育の利用の調整等に関する要綱第 4 条第 2 項関係別表第 1 ～ 3）に基づいて行い、保育の必要性の高い者から順次、入園者を決定する。

（3） 対象児童が、入園後に生後 6 ヶ月を経過した場合は、通常の 0 歳児として扱うものとする。

（補則）

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。